

資金調達

預金種目別平均残高 (単位:千円、%)

種 目	平成21年度		平成22年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	2,029,097	24.5	2,005,320	23.5
定期性預金	6,265,550	75.5	6,510,369	76.5
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	8,294,647	100.0	8,515,689	100.0

預金者別預金残高 (単位:千円、%)

区 分	平成21年度末		平成22年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	6,978,241	86.4	6,990,045	86.0
法人	1,102,076	13.6	1,138,762	14.0
一般法人	816,115	10.1	842,968	10.4
金融機関	3,977	0.0	28,036	0.3
公 金	281,984	3.5	267,758	3.3
合 計	8,080,318	100.0	8,128,808	100.0

財形貯蓄残高 (単位:千円)

項 目	平成21年度末	平成22年度末
財形貯蓄残高	—	—

定期預金種類別残高 (単位:千円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末
固定金利定期預金	5,538,693	5,541,962
変動金利定期預金	10,569	4,069
その他の定期預金	184,694	171,040
合 計	5,733,958	5,717,072

資金運用

貸出金種類別平均残高 (単位:千円、%)

科 目	平成21年度		平成22年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	13,200	0.3	8,430	0.2
手形貸付	198,361	4.6	125,876	3.1
証書貸付	3,940,984	91.6	3,768,781	92.4
当座貸越	148,761	3.5	175,858	4.3
合 計	4,301,308	100.0	4,078,947	100.0

有価証券種類別残存期間別残高 (単位:千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	平成21年度末	—	—	—	—
	平成22年度末	—	—	—	—
地 方 債	平成21年度末	—	—	—	—
	平成22年度末	—	—	—	—
短 期 社 債	平成21年度末	—	—	—	—
	平成22年度末	—	—	—	—
社 債	平成21年度末	100,004	200,100	200,000	—
	平成22年度末	100,000	100,960	200,000	—
株 式	平成21年度末	24,580	—	—	—
	平成22年度末	24,580	—	—	—
外 国 証 券	平成21年度末	—	—	—	200,000
	平成22年度末	—	—	—	200,000
その他の証券	平成21年度末	88,310	86,050	—	—
	平成22年度末	—	172,550	—	—
合 計	平成21年度末	212,894	286,150	200,000	200,000
	平成22年度末	124,580	273,510	200,000	200,000

有価証券種類別平均残高 (単位:千円、%)

区 分	平成21年度		平成22年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	69,222	6.7	—	—
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	533,150	51.9	405,208	48.8
株 式	24,580	2.4	24,580	3.0
外 国 証 券	200,000	19.5	200,000	24.1
その他の証券	199,929	19.5	199,924	24.1
合 計	1,026,883	100.0	829,712	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

資金運用

貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円、%)

業種別	平成21年度末		業種別	平成22年度末	
	金額	構成比		金額	構成比
製造業	101,115	2.4	製造業	51,245	1.3
農業	63,639	1.5	農業、林業	65,469	1.6
林業	—	—	漁業	85,168	2.1
漁業	93,869	2.2	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
鉱業	—	—	建設業	189,732	4.7
建設業	216,951	5.1	電気、ガス、熱供給、水道業	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	情報通信業	—	—
情報通信業	—	—	運輸業、郵便業	3,890	0.1
運輸業	3,025	0.1	卸売業、小売業	437,418	10.9
卸売・小売業	465,058	10.9	金融業、保険業	21,426	0.5
金融、保険業	20,000	0.5	不動産業	151,439	3.8
不動産業	130,087	3.0	物品賃貸業	—	—
各種サービス	353,040	8.3	学術研究、専門・技術サービス業	—	—
			宿泊業	57,650	1.4
			飲食業	45,599	1.1
			生活関連サービス業、娯楽業	66,335	1.7
			教育、学習支援業	—	—
			医療、福祉	29,580	0.7
			その他のサービス	153,737	3.8
その他の産業	16,387	0.4	その他の産業	524	0.0
小計	1,463,176	34.4	小計	1,359,220	34.0
地方公共団体	743,037	17.4	地方公共団体	695,943	17.4
雇用・能力開発機構等	—	—	雇用・能力開発機構等	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,054,064	48.2	個人(住宅・消費・納税資金等)	1,944,201	48.6
合計	4,260,278	100.0	合計	3,999,364	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成22年度は改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位:千円、%)

区分	金額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金積金	平成21年度末	149,693	3.5	—
	平成22年度末	139,737	3.5	—
有価証券	平成21年度末	—	—	—
	平成22年度末	—	—	—
動産	平成21年度末	—	—	—
	平成22年度末	—	—	—
不動産	平成21年度末	1,376,742	32.3	—
	平成22年度末	1,373,766	34.4	—
その他	平成21年度末	3,135	0.1	—
	平成22年度末	1,811	0.0	—
小計	平成21年度末	1,529,571	35.9	—
	平成22年度末	1,515,315	37.9	—
信用保証協会・信用保険	平成21年度末	1,021,207	24.0	14,798
	平成22年度末	1,025,038	25.6	11,904
保証	平成21年度末	1,607,880	37.7	7,444
	平成22年度末	726,549	18.2	4,821
信用	平成21年度末	101,619	2.4	—
	平成22年度末	732,460	18.3	—
合計	平成21年度末	4,260,278	100.0	22,242
	平成22年度末	3,999,364	100.0	16,726

貸出金利区分別残高 (単位:千円)

区分	平成21年度末	平成22年度末
固定金利貸出	2,419,848	1,997,677
変動金利貸出	1,840,430	2,001,687
合計	4,260,278	3,999,364

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:千円、%)

区分	平成21年度末		平成22年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	380,893	26.8	388,580	26.9
住宅ローン	1,038,261	73.2	1,056,186	73.1
合計	1,419,154	100.0	1,444,766	100.0

貸出金使途別残高 (単位:千円、%)

区分	平成21年度末		平成22年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	2,514,756	59.0	2,326,999	58.2
設備資金	1,745,522	41.0	1,672,365	41.8
合計	4,260,278	100.0	3,999,364	100.0

貸出金償却額 (単位:千円)

項目	平成21年度	平成22年度
貸出金償却額	—	—

貸倒引当金の内訳 (単位:千円)

項目	平成21年度		平成22年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	19,256	△12,376	19,145	△111
個別貸倒引当金	233,262	5,319	248,266	15,003
貸倒引当金合計	252,519	△7,057	267,411	14,892

(注) 当組合は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

資金運用

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円、%)

区分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成21年度	263,677	35,317	228,360	263,677	100.0
	平成22年度	272,917	42,528	230,389	272,917	100.0
危険債権	平成21年度	26,201	21,300	4,901	26,201	100.0
	平成22年度	48,034	27,644	17,877	45,521	94.8
要管理債権	平成21年度	83,877	34,107	12,580	46,687	55.7
	平成22年度	57,458	23,756	10,455	34,212	59.5
不良債権計	平成21年度	373,755	90,724	245,841	336,565	90.0
	平成22年度	378,410	93,929	258,721	352,650	93.2
正常債権	平成21年度	3,917,308				
	平成22年度	3,645,391				
合計	平成21年度	4,291,065				
	平成22年度	4,023,801				

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7.金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円、%)

区分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	平成21年度	105,085	14,775	90,310
	平成22年度	100,265	10,290	89,975
延滞債権	平成21年度	184,466	41,515	142,951
	平成22年度	220,499	59,695	158,290
3か月以上延滞債権	平成21年度	44,205	23,638	6,630
	平成22年度	25,340	13,265	4,611
貸出条件緩和債権	平成21年度	39,672	10,469	5,950
	平成22年度	32,117	10,491	5,844
合計	平成21年度	373,425	90,397	245,841
	平成22年度	378,223	93,742	258,721

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ、会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
 3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
 5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7.「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
 8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

法令等遵守体制

「コンプライアンス」(法令等遵守)とは、金融機関の役職員として、その社会的責任と公共的使命を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス統括部署を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

さらに、全役職員に金融コンプライアンス・オフィサー2級認定資格、金融個人情報保護オフィサー認定資格取得を奨励するなど、法令等遵守の重要性の認識及びレベルアップを図りながら、体制の確立を目指しております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

苦情処理措置とは、金融ADR制度^(注1)において、指定ADR機関^(注2)が存在しない場合に講じなければならない苦情への対処にかかる措置をいい、当組合においては、当該措置にかかる業務運営体制・内部規則を整備するとともに、苦情処理に係る手続等を公表しております。

(注1)ADR(Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争解決制度)は、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待されています。

(注2)指定ADR機関とは、中小企業等協同組合法第69条の5に規定する「指定信用事業等紛争解決機関」をいいます。

●紛争解決措置

紛争解決措置とは、金融ADR制度において、指定ADR機関が存在しない場合に講じなければならない紛争への対処にかかる措置をいい、当組合においては、全国信用組合中央協会に設置されている「しんくみ相談所」の協定する弁護士会を利用することを公表しております。

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失という損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針および管理体制	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、役職員に理解と遵守を促すことによって信用リスクの管理を徹底しております。
評価・計測	信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、大口与信先等の管理など様々な角度から分析を行っております。

■貸倒引当金の計算基準

個別貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスクウェイトの判定に使用している内外の適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。

- ①ムーディーズ
- ②スタンダード&プアーズ
- ③フィッチレーティングス
- ④格付投資情報センター
- ⑤日本格付研究所

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、一般保証などが該当します。当組合では、融資案件に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、または外生的事象に起因することから当組合が損失を被るリスク」としております。
リスク管理の方針および管理体制	当組合では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各リスクに対して管理体制や管理方法に関する基本方針を定めております。
評価・計測	当組合では、リスクの計測については基礎的手法を採用することとし、体制を整備しております。また、これらのリスクについては本部会（常勤理事会を含む）において協議・検討を行っております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合では基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	時価評価にかかる損失等のリスクであり、当組合では出資金等が該当します。
リスク管理の方針および管理体制	当組合が保有する出資金等につきましては当組合が定める余資運用規程などに基づいた適正な運用を行っており、その状況については適宜経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	財務諸表や運用報告を基に評価するとともに自己査定における時価評価を行っております。なお、当該取引に係る会計処理については当組合有価証券運用基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
リスク管理の方針および管理体制	当組合では定期的な評価・計測を行い、リスク管理委員会でストレステスト等により、適宜、対応を講じる体制としております。
評価・計測	証券管理システムを活用し一定の金利ショックを想定した銀行勘定の金利リスク (BPV) を算出し、協議・検討を行っております。

リスク管理体制

一定性的事項一

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は「アウトライヤー基準」によるものとし、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法：預金、貸出金については「金利ラダー方式」、有価証券はNBAによる再評価方式
- ・コア預金：対象……………流動性預金
算定方法……………算定現在残高の50%相当額
満期……………5年以内（平均2.5年）
- ・金利感応資産・負債
預金、貸出金、有価証券、預け金
- ・金利ショック幅……………99%タイル値
- ・リスク計測の頻度……………月次

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	59	83

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックは99パーセントタイル値を用いて金利リスクを算出しております。



リスク管理体制

一定量的事項一

- ・自己資本の構成に関する事項…自己資本の充実状況P.9をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし

- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…上記内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要をご参照ください。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	3,378	135	3,267	130
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	3,360	134	3,254	130
(i) ソブリン向け	32	1	32	1
(ii) 金融機関向け	737	29	797	31
(iii) 法人等向け	500	20	404	16
(iv) 中小企業等・個人向け	657	26	551	22
(v) 抵当権付住宅ローン	37	1	38	1
(vi) 不動産取得等事業向け	80	3	100	4
(vii) 3か月以上延滞等	59	2	53	2
(viii) その他	1,255	50	1,276	51
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	382	15	357	14
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	3,761	150	3,625	145

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(viii)に区分されないエクスポージャーです。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債		券		デリバティブ取引		平成21年度	平成22年度
		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度		
製造業		125	80	125	80	—	—	—	—	13	—
農業		95	101	95	101	—	—	—	—	—	—
林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業		118	106	118	106	—	—	—	—	8	37
鉱業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		255	222	255	222	—	—	—	—	70	93
電気、ガス、熱供給、水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業		0	—	—	—	0	0	—	—	—	—
運輸業		4	6	4	6	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業		503	474	503	474	0	0	—	—	0	10
金融、保険業		3,591	3,899	20	21	3,571	3,878	—	—	—	—
不動産業		130	157	130	157	—	—	—	—	—	—
各種サービス		514	502	514	502	—	—	—	—	21	24
国・地方公共団体等		943	896	743	696	200	200	—	—	—	—
個人		1,764	1,652	1,764	1,652	—	—	—	—	77	80
その他		692	642	16	0	174	172	—	—	—	—
業種別合計		8,730	8,737	4,291	4,023	3,945	4,250	—	—	191	246
1年以下		4,151	3,666	2,430	2,397	1,721	1,269	—	—		
1年超3年以下		1,855	1,981	567	448	1,288	1,533	—	—		
3年超5年以下		832	1,200	346	300	486	900	—	—		
5年超7年以下		237	382	237	182	—	200	—	—		
7年超10年以下		450	200	250	230	200	—	—	—		
10年超		488	456	288	256	200	200	—	—		
期間の定めのないもの		717	852	173	210	50	148	—	—		
残存期間別合計		8,730	8,737	4,291	4,023	3,945	4,250	—	—		

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。また、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.14の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

業種区分	業種	個別貸倒引当金								貸出金償却	
		期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		平成21年度	平成22年度
		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度		
製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業		3	3	—	17	0	0	3	21	—	—
鉱業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		61	90	29	0	0	0	90	90	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業		11	12	1	3	0	0	12	15	—	—
金融、保険業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各種サービス		44	43	—	—	0	0	43	43	—	—
国・地方公共団体等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		84	82	0	3	2	8	82	77	—	—
合計		205	233	31	25	4	10	233	248	—	—

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成21年度		平成22年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	—	1,166	—	1,097
10	—	346	—	340
20	—	3,589	—	3,888
35	—	108	—	109
50	—	—	—	—
75	—	966	—	821
100	—	2,240	—	2,156
150	—	56	—	57
350	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	—	8,474	—	8,471

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保	
		平成21年度	平成22年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		171	155
①ソブリン向け		—	—
②金融機関向け		—	—
③法人等向け		65	56
④中小企業等・個人向け		76	72
⑤抵当権付住宅ローン		0	—
⑥不動産取得等事業向け		8	8
⑦3か月以上延滞等		—	—
⑧信用保証協会等付		2	—
⑨その他		20	19

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には（名寄せ後小口分散基準超）が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし



証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項なし

●投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	24	—	24	—
合 計	24	—	24	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし